京都府・京都市
入院者訪問支援事業のご案内

入院者訪問支援事業とは

【目的】

精神科病院の入院者のうち、病院外の方との面会交流が途絶えやすくなる方からの希望に基づき、精神科病院を訪問し、入院者の体験や気持ちを丁寧に聴くとともに、入院中の生活に関する一般的な相談や必要な情報提供等を行うことで、入院者本人の孤独感や自尊心低下を解消することを目的とします。

【内容】

対象者からの希望に応じて、入院者訪問支援員が病院に訪問し、対象者の気持ちを丁寧に傾聴するとともに、入院中の生活に関する一般的な相談や必要な支援等に係る情報提供を行います。

【根拠法】

精神保健福祉法の改正（令和６年４月１日施行）により、「入院者訪問支援事業（都道府県・政令市の任意事業）」が新設されました（法第３５条の２）。

対象者

⑴　市町村長同意による医療保護入院者で支援を希望する方

⑵　精神科病院に入院している方のうち、上記⑴と同等に支援が必要と京都府知事・京都市長が認め、支援を希望する方

入院者訪問支援員とは

入院者訪問支援員養成研修を修了した者のうち、各自治体により選任を受けた方がなります。特定の資格所持者等の制限はありません。

訪問活動について

- 入院者訪問支援員は、原則２人１組で訪問します。（例：専門職とピアサポーター等）
- 対象者の立場に立ち、面会交流を行います。
- 病院に訪問し、対象者から生活に関する一般的な相談等、体験や気持ちを丁寧に聴きます。
- 対象者が困りごとを解消したり、希望する支援を受けるにはどうすればよいか必要に応じて情報提供を行います。
- 直接的な支援は行いません。対象者が自らの力を発揮できるよう寄り添います。
- 守秘義務があるため、面会内容については対象者の希望なく病院へフィードバックすることはできませんが、対象者の同意が得られる場合は情報共有を図りながら支援を検討します。

訪問までの流れ

⑴　対象者から利用の申出を受ける。（対象者自ら又は病院から事務局へ相談）

⑵　事務局において、訪問支援員の選定を行い、対象者と訪問日程を調整する。

⑶　入院者訪問支援員が病院に訪問し、対象者と面会を実施する。

事務局連絡先：医療法人栄仁会　相談支援事業所おうばく
［住所］　京都府宇治市六地蔵奈良町５６番地ヤマムラビル２階Ｃ号
［電話番号］０７７４－７４－８９００（生活訓練いろは共通）
実　施　主　体：京都府健康福祉部　障害者支援課
［住所］　京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町　［電話番号］４１４－４７３２

事務局連絡先：京都市中部障害者地域生活支援センター　なごやか
［住所］　京都市中京区壬生東高田町１番地の２０　COCO・てらす４階　［電話番号］３２３-３２０３

実　施　主　体：京都市こころの健康増進センター　相談援助課
［住所］　京都市中京区壬生東高田町１番地の２０　COCO・てらす１階　［電話番号］　３１４-０３５５